入園に関する確認書（承諾書）

各項目について必ずお読みください。確認欄に✓を記入の上、署名してください。

No.	確認事項	確認欄
1	最新の「こども園・保育園入園のご案内」を読み、内容を把握した上で申し込みをしてください。	□
2	申請内容に変更があった場合は、速やかに連絡をしてください。 認定の変更は変更申請のあった日の翌月からの認定になります。	□
3	申請の内容が事実と異なる場合は、教育・保育給付認定や保育所等の利用の決定を取り消すことがあります。入園後に虚偽が判明した場合は、退園となる場合があります。	□
4	就労証明書の内容について、勤務先に確認することがあります。	□
5	提出期限までに必要書類が揃わないと、認定・入園審査の対象外となります。	□
6	保育の必要量や開所時間にかかわらず、保育所等により、実際の預かり時間や土曜保育の対応等が異なります。	□
7	入園後、保育を必要とする事由に該当しなくなった場合は、退園となります。	□
8	入園後、原則、２ヶ月以上登園が無い場合は、退園となります。	□
9	利用者負担額（保育料）は、直近の月額収入等ではなく、保護者の前年あるいは前々年所得により算定された市民税所得割合算額により決定されます。	□
10	利用者負担額（保育料）の未納があり、かつ納付の相談がない場合又は未納保育料の納付約束を履行しない場合は、新規並びに継続の入園審査の際、結果に大きく影響する場合があります。	□
11	**【育児休業からの復職で申込みする方】** 育児休業の延長を許容できる場合は、育休延長可能期間を記載してください。　【育休延長可能期間：令和　　年　　月　～　令和　　年　　月】	□該　当 □非該当
	＊該当にチェックした場合、対象期間中は入所審査時において９５点減点されます。 ＊該当にチェックした場合でも、入所審査において入所可能となる場合があります。	□ □
12	**【育児休業からの復職で申込みする方】** 就労証明書に記載された就労時間で復職せず短時間勤務等を利用する場合や、育児休業前の職場に復職せず新たな職場へ就労する場合等は再審査となり、場合によっては利用内定取消しや退園となる場合があります。	□
13	**【きょうだい同時に申込みする方】**同時に同じ園に入園できるように入園審査（選考）を行います。同時同園入園とならない場合、入園審査（選考）方法の希望として当てはまるものを下記から選んでください。（きょうだいで最初から別々の園を希望する場合は「□その他」に詳しく記入してください。） □同時に同じ園に入園が決定したときのみ入園する。（ひとりだけ入園調整がついたとしても、きょうだい全員保留となります） □ひとりでも先に入園できれば入園する。優先希望児童[□いる　□いない] 優先希望児童がいる場合：児童名＿＿＿＿＿（優先希望児童が保留の場合は、他児童の入園調整がついたとしても、きょうだい全員保留となります） □別々の園でも同時であれば入園する（同時に入園できない場合は、ひとりだけ入園調整がついたとしても、きょうだい全員保留となります） □その他[　　]	□該　当 □非該当
14	新規開設予定の認可保育施設は、工事の状況等によって、開園予定日に開園できず、開園予定日以後の開園となる可能性があります。	□

上記内容について確認し、承諾します。

令和　　年　　月　　日　　住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿